

令和8年度
事業計画

社会福祉法人 英寿会

スローガン

〔 安心・安全・地域と共に 〕

理念

すべての人の尊厳を大切に、心身ともに健やかで生き生きとした生活を営むことができるよう支援すると共に、良質で最適なサービスをもって楽しく健康的な時間と空間を提供し、活力のある社会福祉創造を目指します

運営方針

明るく家庭的な環境、地域や家庭との結びつきを重視した中で入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の方々の立場に立ち、自立的な日常生活を営むことが出来るよう支援します。

令和8年度 法人事業計画

【法人目標】

保育・介護の両事業において、利用者・園児に安心・安全で質の高いサービスを提供するとともに、人材育成と働きがいのある環境づくりを基盤とし、持続可能な事業運営と地域社会からの信頼確保を目指す。

1. 経営の安定化

(1) ショートステイくまげら事業の早期再開

①令和8年1月22日付にて北海道に届出を行い正式に事業休止となった当該サービスについて、地域ニーズに応えるために早期に再開を図るべく、専門職である介護人材の確保に努めます。

(2) かつこうの杜（あおさぎユニット）入居者の受入再開

①ショートステイ事業と同じく専門職である介護人材の確保に努め、地域において在宅での介護が継続困難となっている、ご利用者本人・ご家族の要望にお応えす

るため、施設入居を受け入れる体制を整えるよう努めます。

(3) 経営の強化

- ①介護保険報酬における各種加算算定・利用者及び園児確保など適正な収入を確保し、安定的な財務基盤を確立するため、法人会議などにおいて、目標達成及び利用者増加に向けた取り組みを強化します。

事業計画の進捗状況や各事業における収支分析結果の見える化を図り、適切な運営に取り組みます。

- ②物価上昇や人手不足に対応するための介護報酬の随時改定（令和8年度）による報酬の引き上げに伴い、その財源を有効に活用し人材確保に資する手当等の賃金改善の検討を行います。

また、食費の費用基準額が改定されるにあたり、その改定額と介護事業所における食材料費等の経費負担のバランスを精査したうえで、事業所独自で食費額の設定を行うことなどを検討します。

- ③ムリ、ムダ、ムラを省き経費節減に向けた取り組みを実施します。
- ④財務・会計に関する内部統制の向上を図るため、税理士など専門家による支援を受け、内部監査を定期的実施するなどガバナンス強化に努め、社会福祉法人会計基準に準拠した正確な会計処理と予算及び実績管理を行います。
- ⑤ご利用者の安心と信頼を支え、法人及び介護事業の透明性と健全性の向上に資するため、社会福祉法人に求められている経営状況の報告について、適時、適切に財務諸表等電子開示システムにより公開すると共に、介護事業所についても法令に基づき経営情報の発信に努めます。
- ⑥労働基準法等の法令を遵守し、説明責任を果たすため、各種規程の見直しを行い、持続可能な公正かつ適正な運営を可能とする組織統治（ガバナンス）を推進します。

2. 人財の確保・育成・定着及び職員の健康管理のための環境整備

(1) 制度構築

- ①人事考課制度により、専門性の可視化を図り、自らの専門性を発揮できる人材を計画的に育成する仕組みとして当該制度の構築を目指します。

(2) 人材育成

- ①法人内外の研修の活用や専門的知識、技術習得の機会を確保し、職員のスキルアップを図り、やりがいを高めるなど離職防止に取り組みます。
- ②介護助手の採用などにより、有資格者である介護職が専門性の必要な業務に集中で

きる体制整備を行います。

- ③職員の就業環境を害するハラスメントを防止するために、職員に対する研修や相談窓口やご家族・保護者にカスタマーハラスメントへの取り組みについても周知を図り、利用者や職員の健全な環境の構築を推進します。

(3) 健康管理

- ①ストレスアンケートや職員面談実施するなどメンタルサポート体制を推進します。
- ②全職員（夜勤者は2回）の健康診断を行い、体調管理に努めます。

3. 安心・安全な介護及び保育サービスの提供

(1) サービスの質向上

- ①利用者及び園児個人の人権や尊厳を尊重し、虐待の防止、虐待を発生させない体制・風土づくりを行います。又、利用者及び園児本位のより良いケアの実現を目指すために、職員一人ひとりが専門性を高め、個人単位ではなくチームとしての連携を図り、チームケアを推進します。
全ての利用者と園児の健康的な生活を確保し、質の高いサービスを推進することを目指します。
- ②ご家族・保護者アンケートの実施や自己評価を活用した内部監査を実施し、透明性の確保や質の高いサービス、魅力的な職場環境づくりを推進します。
- ③介護負担軽減の為の検討や事務処理の効率化を図ることで、利用者の直接的な支援を充実させ、満足度の高い良質かつ安全なサービスを目指します。

4. 危機管理システムの強化充実

(1) 緊急事態等に耐える事業体

- ①各種リスクマネジメント対策の強化や災害時や感染症発生時における事業継続計画（BCP）をもとに自然災害や火災などを想定した訓練実施などの備えを充実します。又、自治会などと協同し、災害対応（自主避難誘導など）能力の向上を図り、地域の防災活動に取り組みます。
- ②新興感染症などの発生時などに備え、野幌病院との連携強化をより一層深め利用者や職員、その家族の健康を守ります。

5. 施設設備の保全と安全管理に関する事項

(1) 設備の更新等

- ①保育施設・介護施設の定期的な保守点検を実施し、安全管理に努めます。
- ②建物設備の老朽化を見据え設備など、更新の為の優先順位等の検討をします。

共通の目標

- ①法人理念に基づき、地域社会との信頼関係を構築し、質の向上とガバナンス強化を目指します。
- ②透明性(情報公開)、倫理性(苦情解決)、組織性(内部監査・監事監査)の向上、労務管理の徹底、地域貢献活動の推進を図ります。

令和8年度 介護事業計画

【施設理念】

共に暮らし 共に笑い 共に生きる喜びを

【行動指針】

- ①我々職員は、個々で暮らすご入居者の伴走者として、一人一人の個性や利用者本位(尊厳の保持)の立場から、自らの価値観に偏ることなく自己決定を尊重します。
- ②私たちは、ご入居者が望む当たり前の暮らしを最大限に継続できるよう、豊かな感性と的確な判断力を培い、洞察力と根拠に基づいたサービスを提供します。
- ③私達は、自らが提供したサービスについて、専門職として責任を負います。
- ④私たちは、各職種がそれぞれご入居者の生活を支える専門職として自覚と誇りを持ち、ここで仕事する仲間とのチームワークや仲間の個性を大切にし、明るく・活気に満ちた職場作りを大切にします。

【介護】

《目 標》

施設サービス及びショートステイサービスを正しく理解し、介護の基本に立ち返り以下の項目に沿ってサービスを提供します。

《実施項目》

①法令遵守(コンプライアンス)

介護保険法・老人福祉法・高齢者虐待防止法等の各種法令を遵守し、適正な運

営に資するため、質の高いケアサービスを実施します。

②倫理

介護職として、日本介護福祉士会倫理要綱を理解し、専門職としての倫理観を持ったケアサービスを実施します。

③専門性

介護サービスを提供する専門職（有資格者）として、ご入居者及び私たちの施設を望む、1人でも多くの方に円滑にサービスを提供できるよう日々自己研鑽に励み、知識・技能に裏付けされた高品質なケアサービスを実施します。

④チームワーク

介護職のみならず他職種協働によるチームを意識し、知識・技能に基づいた建設的な情報交換や議論を行い、ご入居者の安心・安全、QOLの向上を目指します。

⑤サービス提供の基本姿勢

私たちの施設がご入居者・ご家族に選ばれた施設であることを認識し、常にその期待に応えるサービスの提供を心がけます。

【看護】

《目 標》

日々の入居者様の健康状態を把握し、異常の早期発見に努め、ご入居者・ご家族が安心して暮らしていただける看護を提供します。

《実施項目》

①法令遵守（コンプライアンス）

介護保険法・老人福祉法・高齢者虐待防止法等の各種法令を遵守し、適正な運営に資するため、質の高い看護を実施します。

②倫理

看護職として、日本看護協会倫理綱領を理解し、専門職としての倫理観を持った看護を実施します。

③専門性

- 1) 入居者様の日々の健康管理に努め協力医療機関・他科の医療機関との連携を図ります。
- 2) 介護職員が安心したケアが実践できるよう、医療知識の指導を行います。
- 3) ご家族とのコミュニケーションを図り、健康状態等の情報を共有します

- 4) 看護の専門職（有資格者）として、ご入居者の日々の体調管理は基より、医師及び感染症対策・褥瘡防止委員会とも連携し、感染症のまん延防止と褥瘡の予防を徹底し、出来得る限り健康でお過ごしいただけるように努めます。

【栄養】

《目 標》

施設生活の中で食べる楽しみが大きなウェイトを占めることを理解し、安全に食べることが出来、目で見ても食べても選べる、食生活の充実を図っていきます。

《実施項目》

①法令遵守（コンプライアンス）

介護保険法・老人福祉法・食品衛生法・調理師法等、各種法令を遵守し、適正な運営に資するため、質の高い栄養ケアサービスを実施します。

②倫理

栄養・調理の専門職として、常に安心・安全な食事を提供することを心がけます。

③専門性

- 1) ご入居者毎の栄養状態（食事・水分・体重等）や咀嚼・嚥下状態、嗜好等を把握し、その方にあった食事の提供を行います。
- 2) 行事の際など、その時を感じられるような食事やバリエーションの工夫を行います。
- 3) 衛生管理を徹底し、低栄養状態となることを未然に防ぎます。
- 4) 食材の在庫及び食材費の管理を行い経費節減に寄与します。

【機能訓練】

《目 標》

ご入居者ごとの身体機能を適切に理解し、身体機能低下の防止・関節拘縮予防及び拘縮の改善を行うこと並びに機能訓練補助具として介護用品を使用する場合には、適切にその使用方法を把握し、介護職員にもその使用方法を伝達し、ご入居者の身体機能を維持できるよう努めます。

①法令遵守（コンプライアンス）

介護保険法・老人福祉法・高齢者虐待防止法等、各種法令に従い施設が運営されていることを理解して行動します。

②倫理

機能訓練の専門職としてご入居者個人の意向を尊重し、自立した日常生活を送れるよう、心身の状況に合わせた安全で質の高い訓練を実施します。

③専門性

- 1) ご入居者が自立した日常生活を営むことができるよう、自立支援を前提とした評価を実施し、施設生活において自分で出来ることを続けられる又はその動作の一部が出来るようになるように専門知識と技術をもって機能訓練を実施します。
- 2) 全介助のご入居者については、拘縮しない為の機能訓練・拘縮しているご入居者には拘縮を改善するための機能訓練を実施し、ご入居者に苦痛を与えない・職員が円滑にケアサービスを行えることを意識して実施してまいります。
- 3) 適切なアセスメントと評価に基づき、機能訓練計画書の作成とご入居者及びご家族への説明、意向等の確認を行い、機能訓練等に繋げてまいります。

【介護支援専門員】

《目 標》

ケアマネジメントの基本であるPDCA（計画、実行、評価、対策・改善サイクル）を基に、ケアプランがあって初めて施設サービスが提供されることを理解し、ご入居者ひとりひとりにあった計画書の作成とご家族とのコミュニケーションを図り、円滑に施設生活を送れるようコーディネーターの役割を最大限発揮します。

①法令遵守（コンプライアンス）

介護保険法・老人福祉法・高齢者虐待防止法等、各種法令に従い施設が運営されていることを再認識します。

②倫理

専門職として尊厳の保持を念頭にご入居者に質の高いケアマネジメントを提供します。

③専門性

- 1) 施設サービスを提供するプランナーとしてのコーディネート役の役割を理解したうえで各ご入居様の状況を分析と把握が適切に出来、多職種の調整を実施しその方にあった施設サービス計画書を作成します。
- 2) 介護度を管理し、介護認定更新時の申請及び認定調査、ご入居者の状態と介護度が合わない場合には速やかに区分変更を実施し、適切な介護度で介護サービスを提供できるよう管理してまいります。
- 3) 策定した施設サービス計画書の説明を、ご入居者又はご家族に行い、計画

書や日常生活において気になること等をお聞きし、その内容を多職種で共有することでご入居者により良いケアサービスを提供できるようにします。

【生活相談員】

《目 標》

施設の顔（入口）としての自覚を持ち、サービスを利用又は求めている方達の気持ちに寄り添い、施設内各箇所へ丁寧にコンタクトを図り、円滑に施設生活や入居、ショートステイの利用に繋がられるよう支援します。

①法令遵守（コンプライアンス）

介護保険法・老人福祉法・高齢者虐待防止法等、各種法令に従い施設が運営されていることを再認識します。

②倫理

専門職として尊厳の保持を念頭に支援し、サービス業としての自覚を持ちます。

③専門性

- 1) 各制度等に精通し必要な支援が行えるようにします。
- 2) 介護保険における加算要件の管理及び新規加算取得に向けた取組みを進めると共に研修や各種委員会を法令に基づき適切に開催します。
- 3) 施設サービスに繋げるだけでなく、その方に本当に必要なサービスは何かを考え提案できるようにします。
- 4) 他事業所や病院との繋がりを大切にし、顔の見える関係を常に持ちお互いに意見を交換しやすい間柄を構築します。
- 5) サービスを必要とする方に速やかにサービスを提供する為に、各職種が求める情報は何かをリサーチし面談に活用し、その方が受け入れてもらえるアプローチを行います。
- 6) 家族との連携を大切にし、家族の協力を引き出せるようアプローチしていきます。

【介護事業共通認識】

●自己決定の尊重

ご入居者がサービスの種類や内容を自らの意思で選択・決定する権利を尊重します。

●ニーズの優先

「施設がやってほしいこと」ではなく、「ご入居者がやってほしいこと」を追求します。

●自立支援

何でも代わりにしてあげる（過保護）のではなく、ご入居者が「できること」を主体的に行えるよう支援します。

●人としての尊厳

年齢や心身の状態にかかわらず、一人の人間として敬意を持って接します。

【数値目標】

かっこの杜

令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(見込)	令和8年度目標数値
91.1%	85.2%	74.4%	74.5%
9,642人	9,020人	7,871人	7,885人

ショートステイクまげら

令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(見込)	令和8年度目標数値
67.8%	71.2%	48.1%	50.0%
2,474人	2,595人	1,757人	1,825人

えぞりすの杜

令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(見込)	令和8年度目標数値
89.6%	90.5%	88.7%	98.0%
16,347人	16,411人	16,181人	17,885人

会議・委員会・研修関連（全事業所分）

【会議】

会議名	頻度	内容
かっこの杜運営推進会議	1回／2ヵ月	稼働状況・各ユニット活動状況・各委員会活動内容・事項の報告・協議
法人会議	1回／月	経営や運営に関する関係法令の動向、協議・企画

リーダー会議	1回/月	各ユニットの課題事項等持ち寄り、改善の為の協議や業務の改善、物品等の管理、意見交換や協議を行う
保育会議	1回/月	保育に関する報告・協議

【委員会】

委員会名	頻度	内容
事故防止・摂食嚥下委員会	1回/月	ヒヤリハット・インシデント対策の評価 事故の対策評価及び追加対策等の進言 薬関係の事故防止の啓発の強化 ご入居者の口腔内をOHATで管理し、協力歯科医療機関の先生に指示・指導を仰ぎながら口腔内の清潔を保つ取り組みを実施する
感染対策・褥瘡防止委員会	1回/月	感染対策に関わる訓練（机上）の検討・実施 食中毒・インフルエンザ・コロナ・ノロウイルス等感染症の防止の啓発 褥瘡予防の為の取り扱いオムツメーカー担当者も関り、スキンケアやオムツの使用の仕方について啓発や見直しを行う
身体的拘束廃止・虐待防止委員会	1回/月	高齢者虐待防止： 声掛け等の不適切ケアから虐待に繋がってしまうことを念頭に虐待防止の啓発及びチェックシートを用いて日頃より意識して仕事ができるよう発信していく 身体拘束廃止： センサーを使用しているの方、評価を行い適正使用していく 身体拘束をしない為の啓発活動の実施
行事・クラブ活動委員会	1回/月	ご入居者に喜ばれる施設行事の計画・立

		案・実施 ご家族も一緒に参加していただける行事の立案・実施 普段から実施できる活動の検討と実施
生産性向上・食事管理委員会 (リーダー会議にて開催)	1回/月	ICTの活用や業務補助の役割明確にし、より入居者様のケアに専念できる体制を検討していく。 提供される食事について、入居者様や職員が関わる中での課題等抽出し、改善及び充実について協議する

※その他、必要な訓練・業務継続訓練等は、随時計画を組み実施するものとします。

【研修計画】

月	内 容	月	内 容
4月	倫理・法令遵守、接遇に関する研修、プライバシーの保護に関する研修	10月	災害の業務継続計画の研修（総論）、非常災害時の対応に関する研修
5月	高齢者虐待の防止のための研修(1)、身体拘束等の適正化のための研修(1)	11月	高齢者虐待の防止のための研修(2)、身体拘束等の適正化のための研修(2)
6月	感染症、食中毒の予防、まん延の防止に関する研修(1)、医療に関する教育・研修	12月	感染症、食中毒の予防、まん延の防止に関する研修(2)
7月	認知症及び認知症ケアに関する研修	1月	介護予防、要介護度進行予防、褥瘡対策に関する研修、ハラスメント防止に係る研修
8月	事故発生の防止のための研修(1)	2月	ターミナルケア、精神的ケアに関する研修
9月	事故の発生など緊急時の対応に関する研修	3月	事故発生の防止のための研修(2)

※施設運営に必要な法定研修はオンラインで実施し、各自学習するものとします。

【年間行事計画】

月	内 容	月	内 容
4月	お花見（屋外散策） 誕生会	10月	誕生会
5月	お花見（屋外散策） 誕生会	11月	誕生会
6月	誕生会	12月	クリスマス会 誕生会
7月	夏祭り 七夕、誕生会	1月	誕生会
8月	花火大会 誕生会	2月	節分 誕生会
9月	敬老会 誕生会	3月	ひな祭り 誕生会

※上記他各ユニットにて、ご入居者に喜ばれる行事を企画し実施します。

【増収及びコスト削減に関する取り組み】

項 目	取り組み内容等
居室管理	入居状況、空室状況を把握し、稼働率の向上に向け迅速に対応します。
加算取得	算定可能な加算を検討し、取得に向け確認作業等を確実にを行い、加算算定を行い増収に繋げていく
物品管理	不注意や環境整備不足による破損を無くし、取り扱い方法の確認、周辺環境整備の確認を随時行います。また、破損理由などを分析・共有し再発防止を防ぎます。
消耗品の適切な利用と管理	物品や消耗品について精査を行います。在庫管理の把握に努め、適切量を無駄のないように使用します。

※5S運動を実施しているが、各自が意識を持つことに主眼を置き継続します。

令和8年度 保育事業計画

【保育理念】

子ども一人ひとりの人権や個性・主体性を尊重した保育を基本とし、子どもの最善の利益のためにその福祉を積極的に推進し、保育園が子どもにとって成長していくために最もふさわしい生活の場になる事を追求していきます。

【保育方針】

保育理念を基本として、地域で求められる良質な保育を提供すると共に、少人数の特性を生かして子どもに寄り添い、一人一人の発達に合わせ、きめ細やかな保育に努めます。

【保育目標】

1. 自分も人も尊重できる子ども
2. 自分で考えて行動する子ども
3. 心も体もすこやかな子ども
4. 想いを適切に表現できる子ども

【新規事業】

Fun Fun English 英語で遊ぼう！

【具体的な取り組み】

1. 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態把握に努め、子どもが安心感と信頼感を持って活動出来るよう、子どもの思いや願いを受け止めます。
2. 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活が出来る環境や自己を十分発揮できる環境を整えます。
3. 子どもの発達について理解し、子どもの個人差に十分配慮するとともに一人一人の発達過程に応じた保育を心がけます。
4. 子ども相互の関係づくりや、互いに尊重する心を大切に、集団における活動が効果あるものになるよう援助します。
5. 子どもの主体的な活動や子ども相互の関りを大切に、子どもが自発的・意欲的

に関われるような環境を構成するとともに、特に乳幼児期にふさわしい体験ができるように、生活や遊びを通した総合的な保育に取り組みます。

6. 一人一人の保護者の状況やその意向を理解・受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら様々な機会をとらえ、適切に援助します。

会議・研修関連

【会議】

会議名(園内参加者)	頻度	内容
リーダー会議(正職員)	1回/月	子どもや保護者の様子の報告・共有・活動内容の確認や意見交換・協議・行事計画相談
給食ミーティング(調理員)	1回/月	調理員による献立の確認、給食調理等に関する課題等の意見交換や各園の要望の共有、調理備品の管理等
保育会議(園長)	1回/月	保育に関する報告・協議
園長会議(園長)	不定期	保育に関する報告・協議

【研修】

研修名	頻度	内容
園内研修	1回/月	テーマの例) 保育士倫理綱領・接遇マナー・アンガーマネジメント・AEDの使い方・児童虐待対応・人権尊重・言葉かけ・事故防止対策・保健衛生管理・嘔吐物処理実践研修・避難用滑り台体験(ぞうさんハウスのみ)・職員ハラスメント研修・危機管理・自己評価・メンタルヘルスケア・雪遊びについての留意点・施設内外の冬期対応について・安全計画・人権擁護のためのセルフケアチェックリスト・ヒヤリハットについて・環境構成の見直しと今後の対策について・保育所保育指針他、各園で年間計画あり
キャリアアップ研修		正職員において、マネジメント・乳児保育・

(外部研修)		幼児教育・障がい児保育・食育アレルギー対応・保健衛生安全対策・保護者支援子育て支援のうちマネジメントを含む4～5講座取得を目指す
その他外部研修		保育に支障のない範囲で希望者が参加
乳幼児救命救急講習（あかと んぼの森主催：3園合同）	1回/年	江別市消防局職員による乳幼児対象の講習 （かっこうの社会議室にて）

※各園にて若干の変更あり

【年間行事計画】

月	行 事	月	行 事
4月	誕 生 会 避難訓練	10月	誕 生 会 ・ お や つ 遠 足 避難訓練
5月	誕 生 会 こどもの日・避難訓練	11月	誕 生 会 避難訓練・交通安全教室
6月	誕 生 会 おやつ遠足・避難訓練	12月	クリスマス会 誕生会・避難訓練
7月	誕 生 会 七夕・避難訓練	1月	誕 生 会 総合避難訓練
8月	誕 生 会 避難訓練	2月	節分・内科健診・歯科検診 誕生会・避難訓練
9月	誕 生 会 内科健診・総合避難訓練	3月	ひな祭り・進級お別れ会 誕生会・避難訓練

※各園にて若干の変更あり

【数値目標】

	ふくろうの森	ぞうさんハウス	あかとんぼの森
定員	19名	15名	15名
稼働率	95.0%	95.0%	95.0%
延べ利用園児数	4,368名	3,448名	3,448名

令和8年度 公益事業

【英生塾運営事業】

◇介護職を志す人、また、介護の担い手が少なくなり、高齢化の進展に伴い2026年には約25万人の不足、2040年には57万人（いずれも2022年度比）の不足が生じるとの推測が出ています。

こうした状況を踏まえ、介護職を希望する人への教育とその育成を行うことは、社会福祉法人が果たすべき役割としてとても重要なことです。

令和8年度においては、この役割を果たすべく創設された英生塾運営事業について、安定的かつ永続的な運営を可能とする体制の再整備を行う年度と定め事業再開に向けその歩みを加速します。

【事業内容】

- ・講師陣の再編
- ・医療的ケア教員講習会への受講
- ・実務者研修教員講習会への受講
- ・初任者研修及び実務者研修計画の立案